改正後

（対内直接投資等の定義に関する事項）

第二条　［①］対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第二条第一項第二号に規定する主務省令で定める法人その他の団体は、個人又は法人その他の団体が他の法人その他の団体の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人その他の団体とする。

2　前項に規定する財務及び事業の方針の決定を支配している場合とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の法人その他の団体の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。この場合において、他の法人その他の団体が法第二十六条第一項第四号に規定する組合等（以下この項及び次条第三項第三十号において「組合等」という。）である場合におけるこの項の規定の適用については、第一号中「議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権（令第二条第十六項に規定する外国議決権をいう。以下同じ。）をいう。以下この項及び次項第二号ロにおいて同じ。）」とあり、及び「議決権の数」とあるのは「業務執行を決定する権限」と、「総数」とあるのは「全体」と、第二号中「議決権の総数」とあるのは「業務執行を決定する権限の全体」と、「議決権の数」とあるのは「業務執行を決定する権限」と、同号イ中「自己保有等議決権数」とあるのは「自己保有等業務執行決定権限」と、「合計数」とあるのは「合計」と、「保有している議決権」とあるのは「保有している業務執行を決定する権限」と、「議決権を」とあるのは「業務執行を決定する権限を」と、第三号中「議決権の総数」とあるのは「業務執行を決定する権限の全体」と、「自己保有等議決権数」とあるのは「自己保有等業務執行決定権限」と、「議決権を」とあるのは「業務執行を決定する権限を」とし、組合等の組合員（特定組合類似団体（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。次条第三項第三十号及び第七項において同じ。）の構成員を含む。）が組合等の財産として所有し、又は保有するものとみなす。

一　他の法人その他の団体（次に掲げる法人その他の団体であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権及び外国議決権（令第二条第十六項に規定する外国議決権をいう。以下同じ。）をいう。以下この項及び次項第二号ロにおいて同じ。）の総数に対する自己（その被支配会社等（令第二条第一項第二号に規定する被支配会社等をいう。以下同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において保有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた法人その他の団体

ロ　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた法人その他の団体

ニ　その他イからハまでに掲げる法人その他の団体に準ずる法人その他の団体

改正前

（対内直接投資等の定義に関する事項）

第二条　［項を加える。］

［項を加える。］